第 2258 号 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\vec{y}_{r}^{z} \times D\vec{p}_{\vec{r}}^{z}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 3月 24日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 小規模宅地と自社株の評価減が併用可能に

Q:今年の税制改正で、小規模宅地等の評価減と自社株の評価減とが併用できるようになると聞きましたが、本当ですか。

A:はい、ただし、一方の特例を適用上限まで使いきっていない場合に、その使いきっていない範囲内でのみ、他方の特例が受けられるということです。

【解説】

自社株の評価減(特定事業用資産の評価減の特例)とは、自社株を相続した場合に、一定の要件のもとで10%の減額が受けられるというものです。

この特例は小規模宅地等の評価減との選択 適用とされていましたが、このたび両方の特 例の適用を受けられるよう改正されることと なりました。ただし、単純な併用ではなく、 一方の特例を適用上限まで使いきっていない 場合に、その使いきっていない範囲で、他方 の特例の適用が受けられるということです。

たとえば、特定事業用宅地等(400㎡まで評価減が受けられる)を300㎡だけ持っていて、これについて小規模宅地等の評価減を受けると、適用上限の4分の3まで使うことになりますから、自社株の評価減については限度額の4分の1だけ適用が受けられるというわけです。

なお、この他にも、対象となる株式の時価 総額が「10億円未満」とされていたのが「20 億円以下」に引き上げられるなど、適用要件 が緩和されることとなっています。







